

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

2. 利用定員の設定

(1) 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 3 1 条第 1 項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1 号・2 号・3 号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

(2) 地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

特定地域型保育事業者であることの確認は、法第 4 3 条第 1 項の規定により、地域型保育事業を行う事業所ごとに 3 号認定子どもの利用定員を定めて市が行います。

3. 審議会（法第 7 7 条第 1 項）または合議制機関の意見聴取

(1) 教育・保育施設

法第 3 1 条第 2 項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められています。

(2) 地域型保育事業者

法第 4 3 条第 3 項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められています。

4. 都道府県協議

法第 3 1 条第 3 項の規定により、市が、教育・保育施設の確認にあたり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事へ協議を行わなければならないと定められています。なお、地域型保育事業者については、法令上都道府県知事への協議は定められていません。

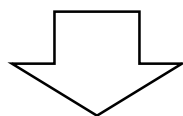
5. 利用定員設定の考え方

- (1) 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
- (2) 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- (3) 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり、（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。

6. 認定こども園化に伴う利用定員の設定

平成28年4月から、市内4施設が幼保連携型認定こども園に移行します。利用定員は下表のとおりです。

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
保育所	えるむ保育園	90	90		51	6	33
	えるむの森保育園	90	90		51	6	33
幼稚園	花川わかば幼稚園	160	90	90			
	ミナクル幼稚園	240	210	210			



（平成28年4月～）

認定こども園	えるむ認定こども園	105	105	15	51	6	33
	えるむの森認定こども園	105	105	15	51	6	33
	認定こども園 花川わかば幼稚園	180	110	90	2	2	16
	認定こども園 ミナクル幼稚園	260	260	240	2	2	16

7. 利用定員の変更

法第35条の規定に基づき、花川マリア幼稚園から利用定員を変更する届出がありました。内容については、需要の減少が見込まれるため、利用定員を105人から75人に減員するものです。

※確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合は、審議会等の意見を聴くことは義務付けられておりません。また、都道府県協議は必要となります。

8. 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

【別表1】 教育・保育施設に係る利用定員（平成28年4月予定・石狩地区）

【別表2】 計画値（確保方策）との比較（石狩地区）

【別表1】 教育・保育施設に係る利用定員（平成28年4月予定・石狩地区）

上段：変更後、下段カッコ内：変更前

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
幼稚園	花川マリア幼稚園	120	75 (105)	75 (105)			
保育所	石狩仲よし保育園	90	90		49	9	32
	友愛保育園	60	60		32	6	22
	まきば保育園	60	60		32	6	22
	南線光の子保育園	120	120		60	15	45
	緑苑台子どもの家 保育園	80	80		41	6	33
	くるみ保育園	60	40		25	3	12
認定こども園	花川南認定こども園	240	225	105	69	9	42
	えるむ認定こども園	105 (90)	105 (90)	15 (-)	51 (51)	6 (6)	33 (33)
	えるむの森 認定こども園	105 (90)	105 (90)	15 (-)	51 (51)	6 (6)	33 (33)
	認定こども園 花川わかば幼稚園	180 (160)	110 (90)	90 (90)	2 (-)	2 (-)	16 (-)
	認定こども園 ミナクル幼稚園	260 (240)	260 (210)	240 (210)	2 (-)	2 (-)	16 (-)
地域型 保育	石狩たんぼぼ保育園	19	19			6	13
	こども保育園つばき (地域枠)	3	3			1	2
合計		1,502 (1,432)	1,352 (1,282)	540 (510)	414 (410)	77 (73)	321 (289)
増減		70	70	30	4	4	32

新制度に移行しない幼稚園

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
花川北陽幼稚園		180					

【別表2】 計画値（確保方策）との比較（石狩地区）

			平成28年度				合計
			1号	2号	3号		
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性有り	0歳 保育の必 要性有り	1、2歳 保育の必 要性有り	
計 画 値	①量の見込み(必要利用定員 総数)		705	480	60	329	1,574
	②確保の 内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
		地域型保育			6	13	19
		認可外保育施設		3		19	22
	②－①		-15	-17	12	1	-19
変 更 後	③確保の 内容	教育・保育施設	720	414	70	306	1,510
		地域型保育			7	15	22
		認可外保育施設		14		19	33
	③－①		15	-52	17	11	-9
比 較	③－②	教育・保育施設	30	-46	4	8	-4
		地域型保育			1	2	3
		認可外保育施設		11	0	0	11